

保護者の皆さまへ

## 園での薬の投与について

保育園での薬の投与については「投薬は医療行為にあたる」との考え方もあり、その取り扱いについては慎重に行わなければなりません。

お子さまの薬は、本来は保護者さまが全責任を持って与えていただくべきもので、原則として園では薬をお預かりしないことになっています。しかし、医師と相談の上、お薬を飲ませたり、使ったりして通常の保育ができると判断され、希望される場合のみ、保護者さまに代わって与えるようにしたいと考えます。

保護者の皆さまにおかれましても、下記の注意事項をご確認、ご理解いただき、薬の必要性が認められた場合は、「薬連絡書」のご提出にご協力いただきますようお願いいたします。

### 【注意事項】

- ① 薬は、「薬連絡書」に必要事項を記載し、直接保育スタッフへ手渡してください。  
\*朝、登園前に薬を飲ませた時間をお知らせください。  
\*薬袋（名前、内服方法、処方日、病院(医院)名、電話番号の記載されたもの）と「薬剤情報提供書」を。医療機関が発行していなければ薬袋のみでもよい。  
\*粉薬は1包ずつ名前を記入する。  
\*水薬は1回分のみを容器に移して持参のこと。
- ② 薬は、お子さまを診断した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。（現在治療中で処方されたもののみ）
- ③ 保護者さまの個人的な判断で持参した薬は、園としては対応できません。
- ④ 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用に当たっては、その都度保護者さまにご連絡しますのでご了承ください。
- ⑤ 初めて使用する座薬については対応できません。
- ⑥ 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、園としてはその判断が出来ませんので、その都度保護者さまにご連絡することになりますのでご了承ください。
- ⑦ 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生労働省）によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要ですので、園に連絡してください。協議した上で対応いたします。
- ⑧ 主治医の診察を受けるときは、お子さまが現在〇〇時から〇〇時まで園に在園していることと、1日2回の処方にしてもらえないか、1日3回の処方の場合、内服時間を朝・帰宅後・就寝前の3回でよいか、時間指定薬は時間を多少ずらして家庭で投薬してよいか、園では原則として薬の使用ができないことなどをお伝えください。
- ⑨ アナフィラキシー体質のお子さまは園へお知らせください。